

雇児保発0329第1号
平成25年3月29日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長
（ 公 印 省 略 ）

「一定の認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の
施行について」の一部改正について

標記について、「消費税法施行令第14条の3第1号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等」（平成17年厚生労働省告示第128号。以下「消費税告示」という。）の一部改正が行われたところであるが、今般、「一定の認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の施行について」（平成17年3月31日付雇児保発第0331003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知。以下「本職通知」という。）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成25年4月1日より適用することとしたので、御留意の上、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

なお、本通知の発出に当たっては、事前に国税庁課税部消費税室に通知済みであることを申し添える。

記

1 改正内容

消費税告示に、非課税の対象となる資産の譲渡等として、認可外保育施設のうち、幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園併設型施設において乳幼児を保育する業務として行われる資産の譲渡等が追加されたことに伴い、本職通知の所要の改正を行うもの。

2 施行期日

本通知による改正は平成25年4月1日から施行すること。